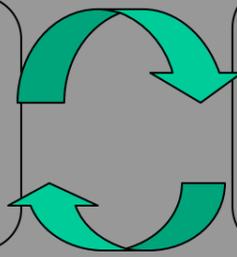


【利用者ニーズの高度化】

- ・通信料金の一層の低廉化
- ・手軽な料金でのインターネット常時接続、広帯域サービス
- ・各種割引サービスの拡充、高速・大容量回線の整備等



【IT革命の成果を享受できる環境の整備】

- ・利用者ニーズに応じた情報通信サービスの実現  
電気通信のあらゆる分野で競争可能とする環境整備
- ・利用者利益、競争の確保を目的とした法整備
- ・事業者の創意工夫が発揮される枠組み

< 主な問題点 >

< 改革の方向 >

<p>1. 事前規制、設備に着目した事業法体系</p>	<p>(1) 設備保有に着目して規制を切り分け。一種事業者に対して設備・サービスの一体が原則。設備、業務区域、役務種類、接続協定、契約約款などの許認可により事業運営を事前に規制                  ➡市場支配力の有無にかかわらず一種事業者の設備・サービス提供を原則一律で事前規制。事業者の自由で創意工夫を発揮した機動的サービス展開の足かせ</p>		<p>(1) 機動的なサービス展開が可能となるよう、事前規制は抜本的に見直し。問題が生じた場合の業務改善命令など、事後チェックの仕組みを充実                  (2) 市場支配力がある場合、市場の競争状態に応じて、上限価格規制、適切な接続ルールの適用、一定の情報開示義務、内部相互補助規制などの必要な規制を行い、競争の進展に応じて規制を緩和</p>
<p>2. 行政の透明性</p>	<p>(1) 中立的な立場で競争状況の監視、透明な形での紛争の裁定等を求める声が強い ➡ 意見申出制、接続に関する裁定制度などが十分に機能せず                  (2) 行政の十分な説明責任を求める声が強い ➡ パブリックコメントなど意見聴取の機会が限られる、意見への反映状況が不透明</p>		<p>(1) 国民が苦情や制度見直しなどを行政に直接要望でき、行政が一定期間内に透明かつ公正に対応することを義務付けた「請願（ペティション）制度」などを整備                  (2) 行政の意思決定にあたり、答申等の原案段階でのパブリックコメントをとり、意見に対する行政の考え方を示した上で最終決定</p>
<p>3. NTT法</p>	<p>(1) 役員認可、事業計画認可、定款変更認可、新株発行認可、政府保有株式に関する規定、外資規制など、国が直接経営に介入 ➡ 自己責任原則を歪め、グローバルな展開の足かせ</p>		<p>(1) 国が直接経営に介入する規制を早急に廃止                  (2) 公正競争の確保、ユニバーサル・サービス確保に必要な事項等を競争促進法に吸収、将来的に廃止。政府保有株式の完全放出</p>

競争促進策について早急に結論、迅速に実行  
 次期通常国会中に、電気通信分野の競争促進のための法的枠組みを確立するための立法措置